

東京北広島会会則

(名称)

第1条 本会は、東京北広島会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、郷土愛を育み、北広島市の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流と親睦を図る事業
- (2) 北広島市の発展に寄与する事業
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 会長：1名
- 副会長：若干名
- 理事：若干名
- 監事：1名

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。

(職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、会務を執行する。
 - 4 監事は、事業及び事務の執行を監査する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第9条 本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会の会議は、通常総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 通常総会は年1回開催し、臨時総会及び役員会は必要の都度開催する。ただし、会議については、書面とすることができるものとする。
- 4 会議の議決は、出席会員の過半数で決する。

(総会)

第11条 通常総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告の承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) その他本会の運営に必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) その他本会の運営に必要な事項

(事務局)

第13条 本会の事務局は、北広島市企画財政部企画課(北海道北広島市中央4丁目2番地1)内に置く。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄附金並びにその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、毎会計年度の予算において定める。
- 3 各行事の開催にあたっては、参加者から経費を徴収する。
- 4 退会者及び除名者に対して、それまでに納入した会費等は返還しない。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 16 条 会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附則

この会則は、平成 29 年 12 月 3 日から施行する。